

Information

災害時要援護者の援護体制の整備について

近年の風水害や地震での犠牲者の多くは、高齢者が占めています。

町では自然災害が発生したとき、お年寄りや体の不自由な方々(災害時要援護者 ※1)が、安全で迅速に避難することができる体制づくりを進めています。

災害が発生したとき、災害時要援護者の支援活動にご協力ください。

この活動は、支援が必要な人をあらかじめ登録し、地域の人との支えあいで、万が一に備えるものです。

登録するときに、協力員(※2)が必要となります。協力員の登録は、申請者またはその家族が協力員を選定し承諾を得ることを原則としています。登録や支援にご協力をお願いします。

問 役場 保健福祉課
地域包括支援センター 内線3111
役場 総務課 危機管理係 内線5111

※1…災害時要援護者とは

- ・自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知する能力がない、または困難な方。
- ・自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な方。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な方。

・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な方。
(高齢者、身体障がい者、乳幼児、外国人等)

※2…協力員とは

- ・災害時に安否の確認や避難支援を手伝ってもらえる人です。

